

平成 30 年 4 月 1 日

社会福祉法人 京 都 総 合 福 祉 協 会

貸室利用のしおり

社会福祉法人 京都総合福祉協会「北山ふれあいセンター」では、研修室（A・B・C）を、利用料を定めて貸し出します。以下の手続きに従ってお申込みください。

1 申込み方法

（1）申込み受付日

申込み受付は、希望される利用日の3ヶ月前の月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日を除く。）までの、午前9時から午後5時まで（午後0時30分から1時15分までを除く。）とします。空き室がある場合、日中の利用については当日まで受付可能です。夜間・休日の利用については利用予定10日前までの受付に限ります。

無償貸室については、平日の日中時間帯とし、2ヶ月前からの申し込みになりますので、予めご了承下さい。

（2）「利用申込書」の提出

利用者は、空き室状況を電話にてご確認のうえ、ご来館いただき、所定の「利用申込書」により、料金（前納）を添えて法人事務局へお申込みください。利用申込書に基づき使用許可を決定します。電話・郵送・FAX・メール等での事前仮予約は一切行っておりません。1団体1ヶ月当たり8回まで申込可能です。

原則、同一曜日は3回までとします。定期利用者が競合しない場合は、相談の上、この限りではありません。

無償貸室は、皆様に公平に利用していただくため、月2回までといたします。

2 貸室場所（研修室）

研修室A（約56㎡）、B（約56㎡）、C（約53㎡）

3 利用できる日と時間

（1）利用できる日

貸室が利用できる日は、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除く日とします。ただし、理事長が特に認めた場合はこの限りではありません。

（2）利用できる時間

利用ができる時間は、月曜日から金曜日の午前・午後・夜間の3区分と、土曜日・日曜日の午前・午後の2区分とし、時間帯は別表に定めます。後片づけは使用時間内に含まれます。

4 申込及び利用の制限

- (1) 次に該当するものは、利用の申込みを受理しません。あらかじめご了承ください。
 - イ. 公序良俗に反するおそれのあるもの
 - ロ. 即売、販売、興行を目的とするもの。ただし、福祉に寄与することを目的とした即売販売については、京都総合福祉協会及び関係する事業のため、事前承認を得たものについては、この限りではありません。
 - ハ. 政治活動、宗教活動等
 - ニ. 演奏、合唱等で大きな音の出る催し
- (2) 次に該当するときは利用を停止し、または利用許可を取り消すことがあります。
 - イ. 本規定または利用条件に反したとき
 - ロ. センターの管理運営並びに設備等において緊急やむを得ない必要が生じたとき
 - ハ. 他の利用者に迷惑をかけたとき、又は迷惑をかけるおそれがあるとき
 - ニ. お申込み時の利用目的と異なったご利用の場合
 - ホ. その他、理事長が使用を不相当と認めるとき

5 利用にあたっての注意事項

- (1) 北山ふれあいセンターは複合福祉施設です。センター内の主催事業や共催事業が優先になります。
- (2) 使用当日は、利用申込書をご持参のうえお越してください。
- (3) 消防法上、入場者の定員は厳守してください。
- (4) 使用時間の厳守を願います。
- (5) 各研修室は、可動式パネルで区切られています。防音装置はありませんので、大きな音声が出る場合の催しや会議等は、ご希望に添えない場合があります。
- (6) 催し物にかかる入場者の整理は主催者側で行ってください。
- (7) 承認を得ないで、利用の目的内容を変更や転貸はしないでください。
- (8) 利用許可以外の部屋及び備品・器具等を使用しないでください。
- (9) 貸出備品を使用する場合、特別な物品を持ち込む場合は、申込時にお申し出ください。
- (10) 館内はすべて禁煙です。喫煙は屋外の指定場所にてお願いします。
- (11) 各研修室は、原則食事は禁止です。特別に許可した場合は、この限りではありません。
- (12) 主催者は、入場者に飲食禁止を十分に周知してください。
- (13) 主催者側により、発生したゴミは持ち帰ってください。持ち帰れない場合は、ゴミ袋(45リットル)1袋につき処理手数料として400円(税込)を徴収致します。
- (14) 壁、窓、エレベーター等への貼紙、打釘、ピン止め、セロテープや糊による貼付等は厳に禁止します。
- (15) 利用終了後は、施設及び付属設備(机・イス等)を配置図面に基づき配置し、消灯及び空調の停止を確認してください。
- (16) 平日の午前・午後の研修室の解錠・施錠、夜間の解錠は職員が行います。利用終了、

後片付けの後、2階本部事務局まで利用が終了した旨をお伝えください。確認をします。

- (17) 平日夜間の施錠、及び土曜日・日曜日・祝日の解錠・施錠については、警備会社が行います。警備が来るまで研修室でお待ちください。

(連絡先：(株)白青舎 075-354-8410)

主催の会場責任者は、全ての確認が終了するまで立ち会ってください。

- (18) 一般利用者の駐車スペースはありません(車椅子使用者の駐車や主催者が備品運搬目的で一時停車する場合は除く)。車での来館はご遠慮いただき、公共交通機関のご利用をお願いします。センター周辺は全て駐車禁止です。近隣の迷惑となりますので、来館者が路上駐車されないように、当日の責任者が必ず遵守し徹底するようお願いいたします。また、貸室利用終了後は、速やかに退出願います。

- (19) 電話の取り次ぎについては、行き違いやトラブルの原因にもなりますので、対応いたしません。また、コピー機の使用は出来ません。

- (20) その他、当センター職員の指示に従ってください。

6 貸室利用のキャンセル

既納の利用料について、会場を使用しなかった場合でもお返ししません。

ただし、次に該当する場合はこの限りではありません。

- | | |
|-----------------------------|-----------------|
| (1) センターの事情により利用を取り消したとき | 全額返金します。 |
| (2) 災害など不可抗力により利用が不可能になったとき | 全額返金します。 |
| (3) 利用日の7日前までにおいてキャンセルされた場合 | 半額返金します。 |
| (4) 前日までに // | 2割返金します。 |
| (5) 当日に // | 全額貸室利用料をいただきます。 |

*あまりにキャンセルが続く団体については、利用をお断りすることがございます。

7 損害賠償

センターの施設、附属設備、備品等を損傷し、または滅失したときは、利用者において弁償していただきます。また、利用者の物品等が盗難、火災等により損害を被った場合、その責を負いません。

【お申し込み・問い合わせは】

京都市左京区下鴨北野々神町26番地

北山ふれあいセンター内

社会福祉法人 京都総合福祉協会

本部事務局 電話 075-702-3730 FAX075-702-3732

社会福祉法人 京都総合福祉協会 貸室料金表

【月曜日～金曜日の利用料金(平日)】 下記の金額は税込価格とする。

<一般利用>

	m ²	収容定員	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:00
研修室A	約 56	約 30 人	4,000 円	5,000 円	4,000 円
研修室B	56	30	4,000	5,000	4,000
研修室C	53	24	3,500	4,500	3,500

* 収容定員は机・イスの並べ方により異なります。事前にご相談願います。

* 研修室A～Cの連続での使用希望については、ご相談願います。

<福祉関係団体及びその他各種団体>

	m ²	収容定員	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:00
研修室A	約 56	約 30 人	2,000 円	2,500 円	2,000 円
研修室B	56	30	2,000	2,500	2,000
研修室C	53	24	1,700	2,200	1,700

*福祉関係団体及びその他各種団体とは、営利を目的とせず、利用料金をとっていない団体等(実費除く)

* 葵学区及び松ヶ崎学区に活動母体がある福祉関係団体及び各種団体・法人事業所の家族会等は平日・日中時間帯に限り利用料を免除します。

【土曜日・日曜日・祝日の利用料金】

(*土曜・日曜日・祝日は、一般利用、福祉関係団体・地域利用共通)

	m ²	収容定員	9:00～12:00	13:00～17:00
研修室A	約 56	約 30 人	4,000 円	5,000 円
研修室B	56	30	4,000	5,000
研修室C	53	24	3,500	4,500

【その他】

	m ²	一般料金	福祉関係団体 その他各種団体
フロアー	約 45	1,000 円	500 円

*研修室（A・B又はA・B・C）と一体使用の場合に限ります。

*葵学区及び松ヶ崎学区に活動母体がある福祉関係団体及び各種団体・法人事業所の家族会等は平日・日中時間帯に限り利用料を免除します。

【備品貸出物】（1回につき）

	一般料金	福祉関係団体 地域利用料金
拡声装置本体一式(全室利用時のみ貸出し可)	2,000 円	1,000 円
プロジェクター（幕含む）	3,000 円	1,500 円
演台・花台（セット）	1,000 円	500 円

*会場の設営方法によっては、プロジェクターの使用ができない場合があります。

*葵学区及び松ヶ崎学区に活動母体がある福祉関係団体及び各種団体・法人事業所の家族会等は平日・日中時間帯に限り利用料を免除します。

